

【研修会参加報告】 「西部隣協総会および研修会」に参加して 下榎隣保館 飛田朋伸 西村一成

4月12日、南部町役場3階まんてんホールにて、鳥取県西部地区隣保館・集会所等職員連絡協議会の通常総会と研修会に参加しました。

通常総会は、出席者32人・委任状27人で開催され、各議案は滞りなく承認。新役員のもと、協力していくことを確認し閉会しました。

研修会では、鳥取県保護観察所米子駐在官事務所の光畑学保護観察官を講師として、「刑を終えて出所した人の人権」と題し、更生保護の仕組みについて講演が行われました。

講演では、更生保護の仕組み・現状・今後の課題などについてお話され、理解を深めること

ができました。その中で思ったのは、更生保護についての地域社会の関わりです。いくら立派な制度があっても出所した人、保護観察中の人を受け入れる側の理解が深まっていないと難しいということ。現状、保護司については国として研修制度はあるが、受け入れる会社、地域で関わる人には、理解を深める機会があまりにも少ないという現実。これが、今の更生保護の問題点の一つであると思います。

日本および世界に住んでいる人が皆、平等であれば良いのという思いを強くし、会場を後にしました。

「県隣協総会および研修会」に参加して 下榎隣保館 飛田朋伸 西村一成

4月20日、北栄町の北栄農村環境改善センターにて、鳥取県隣保館連絡協議会の通常総会および職員研修会に参加しました。

通常総会は、各議案とも拍手多数で承認されました。研修会では、「他機関協働と地域づくり」と題し、輻の浦・さくらホームの石川裕子さんが講演を行いました。

《感想》

施設利用者さんの地域で暮らす姿は、「ケアする人」「ケアを受ける人」という関係から「共に生きる人」へと、住民の意識が変容していくことが大事だと、今回の研修で学びました。

ケア施設だけに任せるのではなく、地域で積極的に関わっていくことの大切さを痛感しました。

「令和5年度 部落解放・人権尊重標語」の募集について

町では、人権尊重の意識高揚を目的として、町内の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るために出来ること、感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

★募集締切：6月13日（火）

★作品提出先：下榎隣保館・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。
入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊・ポスターにして町内の施設・各事業所に掲示するなど啓発に活用します。

なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。



KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

対策、お役立ち情報など
押さえておきたい
情報満載！

第23回

獣害対策・ アップデート

苗を食べる外来生物

日野郡鳥獣被害対策協議会
川野風花【問合せ】電話 72-1399

り切ったような切り口になります。水かきが発達した後ろ足と長いしっぽがあり、ますので、足跡の間にしっぽを引きずった細い線が残ることがあります。

防護対策としては、中型動物対策でおなじみのネットと電気柵を組み合わせた「楽々くん」が効果的です。が、広い水田に設置するのはかなり大変です……。

外来生物であるヌートリアは、駆除により日本からいなくなるのが理想です。「被害現場が水場に近い・苗が刃物で切られたよう・水かきのついた足跡・しっぽを引きずったような線がある」といった場合は、お近くの役場または当協議会にご相談を！

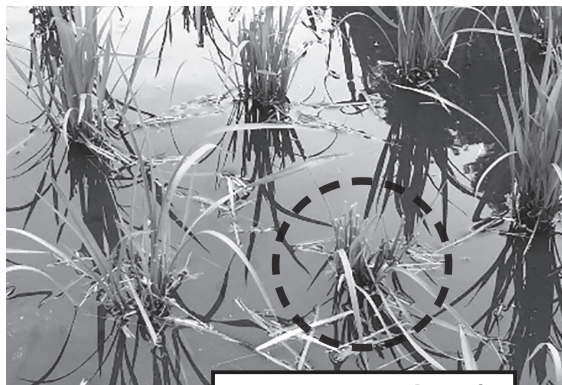
いよいよ稲作が忙しくなる季節ですね。イノシシが田んぼを狙うのは乳熟期の7月ごろですが、植えた直後の苗を食べる中型動物、ヌートリアをご存じでしょうか。

このヌートリアは、明治38年ごろに南アメリカから毛皮や食肉目的で持ち込まれた外来生物で、見た目は大きなネズミに似ています。現在、日野郡内でのヌートリア被害は減少しましたが、時々ぽつぽつとヌートリア被害が発生しています。

彼らは主に河川、水路、ため池などに住み着きますので、これらの水場に近くなりがちな水田でヌートリア被害が多くなります。

いざ苗を食べられた際に、ヌートリアの犯行が見分けるポイントには食べ跡と足跡です。

食べ跡は、鋭い刃物ですっぽ



ヌートリアの食べ跡

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

～こんにちは、消費生活相談員です～
知って安心！消費生活のはなし



太陽光発電設備、家庭用蓄電池の購入は慎重に！

〈相談事例〉

自宅を訪問した事業者から太陽光発電設備と家庭用蓄電池の勧誘を受けた。「安くできるのはあと2件」などと説明され、300万円で契約してしまった。高額で不安になった。



〈アドバイス〉

▼訪問販売での契約では書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（無条件解除）を行うことができます。発信の証拠を残せる形ならば、はがきまたはメールでも通知できます。

▼太陽光発電設備や家庭用蓄電池の購入は高額な契約になります。突然の訪問をきっかけに勧誘され、契約を急かされてもその場で契約をせずに、複数社から見積もりを取りましょう。そもそも契約をするつもりがない場合は、きっぱりと断りましょう。

▼なお、太陽光発電設備や家庭用発電地の利用は、それなりのメリットがあるとしても、設置にあたっては設置工事費用などが発生します。契約にあたってはこれらの初期費用についても考慮することが重要です。また、太陽光パネルは長期間にわたって使用するの、安全に使用するためには保守点検が不可欠です。メンテナンスの費用も考えましょう。



日野郡3町では、第1・2・3水曜日に相談員が輪番で対応しています。（くらしのカレンダー参照）
★相談は、消費生活相談窓口（役場産業振興課内）（電話 72-0336 または局番なしの188）へ！